

請願番号	請願第20号	受理年月日	平成28年12月2日
請願の件名	<p>受動喫煙防止対策強化処置についての請願</p> <p>(要旨) 受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願</p> <p>(理由) たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実です。しかし、2016年10月に厚生労働省より公表され、次期通常国会に法案として提出されようとしている「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)(以下、“たたき台”という)」における受動喫煙防止対策は、業界がこれまで推進してきた取組みが無駄になるような厳格な規制を設定しており、大きな懸念を抱いております。</p> <p>宮崎県の葉たばこ耕作については、農家数336戸、面積671ha、販売高27億円を誇る一大産地であると共に、地域農業を支える重要な基幹作物の一つと位置付けられており、たばこ農家は葉たばこ生産に自信と誇りをもって良質葉生産に取り組んでおります。</p> <p>また、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っているところです(平成26年度の宮崎県のたばこ税は、県税13.7億円、市町村税83.5億円)。</p> <p>また、たばこ耕作組合とたばこ販売組合は、喫煙者のために喫煙場所の設置を要望する署名に取り組み、全国で64万筆の署名を集めるなど、喫煙環境の維持・向上に努めております。</p> <p>成人の減少、喫煙率の低下などにより、たばこの消費が減少する中、前述のたたき台による措置により、更なる喫煙機会の減少、結果として消費本数の減少が進むことは明らかであり、たばこ販売店、及びたばこ農家の経営にも多大な影響があるものと考えております。</p> <p>一方で、飲食業においては、その業種や店舗・施設によって喫煙を望むお客様が多い状況も観られるところ、受動喫煙防止対策の重要性を十分に認識し、分煙措置に努める他、お客様の意図しない受動喫煙への接触を防止するため、店舗内の喫煙環境をステッカー等を用いて店頭に表示する取組等、実態に応じた様々な対策を自主的に進めております。</p>		

サービス業界では、たたき台による「原則禁煙」という措置がお客様ニーズへの対応を著しく損ない、客数や客単価の減少に伴う売り上げの減少を懸念しています。また、多くの事業者は、いわゆる家族経営といった中小企業であり、店舗の面積や構造といった物理的な制約に加え、資金的な制約により、喫煙室の整備も容易ではなく、結果的に全面禁煙とせざるを得ず、経営への影響は避けられません。なお、諸外国と異なり日本においては、駅周辺や繁華街等において、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が厳しく制限されていることも多く、お客様に店外での喫煙を求めることが出来ず、その影響は諸外国と比して甚大なものとなることが懸念されます。加えて、効果的とされる分煙措置を取っている店舗・施設であっても、改めて撤去・改作のための追加費用が生じるおそれがあります。

以上の通り、たたき台が求める措置には大きな問題があり、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、私どもは、以下について、国に意見書を提出するようお願いいたします。

● 請願事項

1. 飲食業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮したものとすること。
2. 喫煙者に十分な喫煙機会が与えられるよう、喫煙環境の整備にも配慮すること。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出いたします。

紹介議員

緒嶋 雅晃 中野 廣明